

現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係の確認書類について

雇用関係の確認について

本市発注工事における現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐については、「直接的」「恒常的」な雇用関係があることを求めています。令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了となったため、入札時や着手届提出時の雇用関係の確認書類について、整理しましたのでお知らせします。なお、この取扱いは従前から変更はありません。また、令和6年12月1日時点で有効な健康保険証については、その有効期限の到来（最長令和7年12月1日）まで、従来どおり雇用関係の確認書類としての添付が可能です。

●現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係

現場代理人	主任（監理）技術者・監理技術者補佐	
	工事	設計・測量
<u>着手日時点</u> で、雇用されていること	<u>審査基準日時点</u> で、 <u>3か月以上</u> 雇用されていること	<u>審査基準日時点</u> で、雇用されていること

●雇用関係の確認書類として有効な証明書類の一覧

証明書類	雇用期間の算定日
○市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用） ○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※直近で発行されたものに限る	通知書の通知日
○監理技術者資格者証（記載事項に変更がある場合は裏面も添付してください）	資格者証の交付日
○健康保険証 ※ <u>令和6年12月1日時点で有効な健康保険証であり、有効期間内であるものに限る（最長令和7年12月1日まで）</u> ○健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書	資格取得年月日 ※個人情報保護の観点から、 <u>被保険者等記号・番号等（QRコードを含む）にマスキング</u> をお願いいたします。

これらの書類を提出できない場合（後期高齢者医療保険制度の被保険者の場合等）は、所属会社が発行した雇用証明書（証明日が3か月以内のものに限る）を証明書類として提出してください。